

# 青森県報

号外第七十七号

平成十四年七月三十一日(水曜日)

## 目次

### 公安委員会

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則  
（警務教養課）…

## 公安委員会

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年七月三十一日

青森県公安委員会委員長 橋本昭一

### 青森県公安委員会規則第十一号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則（昭和六十年十月青森県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「医療機関」を「医療機関等」に改め、同条中「又は診療所」を「診療所、薬局又は訪問看護事業者（居宅を訪問することによる療養上の世話又は必要な診療の補助の事業を行う者をいう。以下同じ。）」に、「指定医療機関」を「指定医療機関等」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第四条の二 令第七条の二第一項第二号の規定を準用する本部長が定める施設は、次の各号に掲げる施設とする。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十條の五に規定する特別養護老人ホーム

二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第三十九條に規定する施設（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な被爆者を入所させ、必要な養護を行う施設に限る。）

三 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第二十三條第一項第二号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設（同法に基づき年金たる保険給付を受ける権利を有する被災労働者であつて、常時介護を要する状態にあり、かつ、居宅において介護を受けることが困難なものを入所させ、必要な介護を提供する施設に限る。）

（休業給付を行わない期間）  
第四条の三 令第十三條の規定を準用する本部長が定める期間は、次の各号に掲げる期間とする。

一 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため監獄（少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第五十六條第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘留されている期間、死刑の言渡しを受けて監獄に拘留されている期間、労務留置の言渡しを受けて労務場に留置されている期間又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二條の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている期間

二 少年法第二十四條の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている期間又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八

号)第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている期間  
 第五条第一項中「指定医療機関」を「指定医療機関等」に改め、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 介護給付請求書(別記様式第四号の二)

第五条第四項を同条第五項とし、同条第三項第二号イ中「続き柄」を「続柄」に改め、同項第四号中「書類」の下に「その他の資料」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項第二号中「続き柄」を「続柄」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 介護給付請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第一回目以後の請求書を提出する場合は、介護を要する状態に変更がないときは、第一号に掲げる書類の添付を、介護に従事した者に変更がないときは、第三号に掲げる書類の添付を、それぞれ省略することができる。

- 一 常時又は随時介護を要する状態にあることを示す医師等の証明書又はその写し
- 二 令第七条の二第二項第一号又は同項第三号の規定の適用を受けようとするときは、介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護に要する費用として支出された額を証明する書類

三 令第七条の二第二項第二号又は同項第四号の規定の適用を受けようとするときは、親族又はこれに準ずる者から介護を受けたことを示す書類

第七条第二項を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「各号に掲げる書類」の下に「及び資料」を加え、同項第二号中「続き柄」を「続柄」に改め、同項第四号及び第五号中「書類」の下に「及び資料」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第九条第一項中「第七条第四項」を「第七条第三項」に改める。

第十条第二項中「書類」の下に「及び資料」を加える。

第十三条の二第二項第一号中「協力援助者」を「障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者」に改め、同項第二号中「協力援助者」を「障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者」に、「続き柄」を「続柄」に改め、同項第三号及び第四号中「協力援助者」を「障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者が死亡前に第七条の規定による請求をしていなかったときは、その者が当該請求を行うものとした場合に必要

書類その他の資料

第十九条第三項中「書類」の下に「その他の資料」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第十九条の二 介護給付を受けている者は、常時介護を要する状態又は随時介護を要する状態のいずれにも該当しなくなった場合には、その事実を証明する資料を添えて、書面によりその旨を速やかに本部長に届け出るものとする。

第二十一条第一項第七号中「続き柄」を「続柄」に改める。

別記様式第三号の(一)中

欄外	年 月 日から	日
付添簿	年 月 日まで	日

を

訪問看護	内訳は「12 訪問看護事業者の証明」欄記入のとおり
年 月 日から	日間
年 月 日まで	日間

に

改め、同様式の(1)の注の6を同注の7とし、同注の5中「又は(3)」を、「(3)又は(4)」に、「又は(4)又は(5)」を、「又は(5)又は(6)」に改め、同5を同注の6とし、同注の4を同注の5とし、同注の3中「(1)又は(2)」の次に、「訪問看護の施行記録」を加え、同3を同注の4とし、同注中2を3とし、1の次に2として次のように加える。

2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第三号の(2)中「9」を「10」に、同様式の(3)中「10」を「11」に改め、同様式の(4)として次の様式を加える。

(4)

※ 12 訪問看護事業者の証明		(患者氏名)	
傷病名		(訪問看護期間)	
傷病の経過		年 月 日から	
		年 月 日まで	
		訪問看護の回数 回	
基 本 療 養 費	保健師、看護師、理学療法士、 作業療法士	指示年月日	年 月 日
		主治医への直近報告年月日	年 月 日
	円× 回 円	訪 問 日	
	準看護師	1 2 3 4 5 6 7	
円× 回 円	8 9 10 11 12 13 14		
管 理	初 日 円	15 16 17 18 19 20 21	
療 養 費	2回目以降 回 円	22 23 24 25 26 27 28	
情 報 提 供		提供した情報の概要	
療 養 費	円	情報提供先の市町村名	
ターミナルケア	円	(備考)	
療 養 費	死亡年月日 年 月 日		
合 計	円		
訪問看護を指示した医療機関の名称及び主治医の氏名			
医療機関の名称			
主治医氏名			
上記の事項は事実と相違ないことを証明します。			
年 月 日			
訪問看護事業者の			
所在地			
名 称			
代表者氏名			



注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第四号中「添付する書類名」を「添付する書類その他の資料名」に

子	人	田
---	---	---

を

子	人	田
特定期間にある子	人	田

に

改め、同様式の注の5を同注の6とし、同注の4中「書類」を「資料」に改め、同4を同注の5とし、同注の3を同注の4とし、同注の2中「診断書」の次に「記載事項」を加え、同2を同注の3とし、同注の1の次に2として次のように加える。

2 氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。  
別記様式第四号の次に次の様式を加える。

別記様式第4号の2 (第5条関係)

介 護 給 付 請 求 書

				請求回数 第 回	
青森県警察本部長 殿		請求年月日	年 月 日		
下記のとおり介護給付を請求します。		(請求者) 住 所 氏 名 <span style="float:right">㊟</span>			
1 協力援助者 住 所 氏 名		( 年 月 日生)			
2 負傷又は発病の年月日		年 月 日			
3 受けている年金の種類 <input type="checkbox"/> 傷病給付年金(傷病等級 級第 号) <input type="checkbox"/> 障害給付年金(傷病等級 級第 号)		4 年金証明の番号 第 号			
5 障害の部位及びその程度並びに当該障害に伴う日常生活の状態		6 介護を要する状態の区分 <input type="checkbox"/> 常時介護を要する状態 <input type="checkbox"/> 随時介護を要する状態			
7 請求内容	請求対象年月日	介護に要する費用として支出した額	親族等から介護を受けた日の有無	請求月額	
	年 月	円	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	円	
	年 月	円	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	円	
8 介護を受けた場所 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院・施設等(名称: ) 入院(入所)期間 年 月 日 ~ 年 月 日					
9 親族等で介護に従事した者	氏 名	請求者との続柄又は関係	請求者が介護を受けた期間		
			年 月 日 ~ 年 月 日		
			年 月 日 ~ 年 月 日		
			年 月 日 ~ 年 月 日		
10 介護給付請求金額					
11 添付する書類その他の資料名					
※受理 年 月 日		※決定 年 月 日		※支払 年 月 日	
				※決定金額 円	

- 注 1 ※印の欄には記入しないこと。該当する□に✓を記入すること。  
 2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 3 「5 障害の部位及びその程度並びに当該障害に伴う日常生活の状態」の欄については、第1回目の請求を行う場合及び第2回目以降の請求において介護を要する状態に変更があつた場合にのみ記入することとし、記入事項が添付する医師等の証明書又はその写しの記載事項と同じであるときは「証明書のとおり」と記入すること。  
 4 この請求書には、常時又は随時介護を要する状態にあることを示す医師等の証明書又はその写しその他必要な書類を添付すること。ただし、第2回目以降の請求において介護を要する状態に変更がない場合は、医師等の証明書又はその写しを添付しなくてもよい。  
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第五号中「添付する書類名」を「添付する書類その他の資料名」に

子	人	円
---	---	---

子	人	円
特定期間にある子	人	円

改め、同様式の注の2を回注の3とし、回注の1の次に2として次のように加える。

2 氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。

別記様式第六号中

子	人	円
---	---	---

子	人	円
特定期間にある子	人	円

改め、同様式の注の2を回注の3とし、回注の1の次に2として次のように加える。

2 氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。

別記様式第七号中「添付する書類名」を「添付する書類その他の資料名」に改め、

同様式の注の2を回注の3とし、回注の1の次に2として次のように加える。

2 氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。

別記様式第八号中

子	人	円
---	---	---

子	人	円
特定期間にある子	人	円

改め、同様式の注中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に2として次のように加える。

2 氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。

別記様式第九号中

障 害 給 付 一 時 金	円
---------------	---

障 害 給 付 一 時 金	円
介 護 給 付	円

改め。

別記様式第十号中「添付する書類名」を「添付する書類その他の資料名」に

子	人	円
---	---	---

子	人	円
特定期間にある子	人	円

改め、同様式の注の4を回注の5とし、回注の3中「書類」の次に「及び資料」を加え、

回注の3を回注の4とし、回注の2中「診断書」の次に「の記載事項」を加え、回注の2を回注の3とし、回注の1の次に2として次のように加える。

2 氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。

別記様式第十一号中「添付する書類名」を「添付する書類その他の資料名」に

子	人	円
---	---	---

子	人	円
特定期間にある子	人	円

改め、同様式の注の5を回注の6とし、回注の4中「書類」の次に「及び資料」を加



項」に於て、回を回注欄事項の5より、回様在中

「 (裏)

7 あらかじめ、実施機関からその必要がないと通知された場合を除き、毎

「 (4)

6 あらかじめ、実施機関からその必要がないと通知された場合を除き、毎

」

なお、回様の共通事項の⑤の表中「達した」と「達する日以後の最初の3月31日が終了した」とに於て、回を回注欄事項の7より、回注欄事項の6中「次」と「下記の担当部署」とに於て、回を回注欄事項の5より、回注欄事項中「F030」と「F030 0801」と「警務課」と「警務教養課」と「0177(23)4211」と「017(723)4211」とに於て、回様の表中「A3横長」と「B6縦長」とに於て、

戻記様式第十八号中「(届出の印鑑を押すこと。）」を記す、回様の表中3と4より、2を3より、1の次に2より次のように加える。

2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

戻記様式第十九号中「添付する書類名」と「添付する書類その他の資料名」とに於て、同様式の注の4を同注の5より、同注の3中「書類」の次に「及び資料」を加え、同3を同注の4より、同注の2中「診断書」の次に「の記載事項」を加え、同2を同注の3より、同注の1の次に2より次のように加える。

2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

戻記様式第二十号中「添付する書類名」と「添付する書類その他の資料名」とに於て、同様式の注の4を同注の5より、同注の3中「書類」の次に「及び資料」を加え、同3を同注の4より、同注の2中「診断書」の次に「の記載事項」を加え、同2を同注の3より、同注の1の次に2より次のように加える。

2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

戻記様式第二十四号の1中 「協力援助者との 続柄」 「協力援助者との 続柄又は関係」 「添付する書類名」と「添付する書類その他の資料名」とに於て、回様の表中3と4より、2

を3より、1の次に2より次のように加える。

2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
戻記様式第二十四号の3の表中3と4より、2を3より、同3の次に4及び5より、2の次に3より加える。

4 「3 請求者が選択する障害給付年金前払一時金の額」の欄については、請求者が選択する にV印を記入すること。

5 「5 障害給付年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る障害給付年金の額の合計額」及び「6 障害給付年金の支給決定に関する通知を受けた年月日」の欄には、障害給付年金の最初の支払に先立つて申し出る場合は記入しないこと。

戻記様式第二十四号の3の次に2より、2の次に3より加える。

2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
戻記様式第二十四号の4と5の次に2より加える。



別記様式第24号の4 (第13条の2関係)

遺族給付年金前払一時金請求書

青森県警察本部長 殿  次のとおり遺族給付年金前払一時金を請求します。		請求年月日	年 月 日
		請求者(代表者) 住 所  氏 名 ㊟  協力援助者との 続柄又は関係	
1	請求者(代表者)が選択する遺族給付年金前払一時金の額	給付基礎額の	<input type="checkbox"/> 1,000 倍 <input type="checkbox"/> 800 倍 に相当する <input type="checkbox"/> 600 倍 額 <input type="checkbox"/> 400 倍 <input type="checkbox"/> 200 倍
2	遺族給付年金前払一時金の請求額	(給付基礎額) 円 × 倍 × _____ = 円 (請求者の数)	
3	遺族給付年金前払一時金の請求額の合計額	(2の請求額)(請求者の数) 円 × _____ = 円	
4	遺族給付年金前払一時金の申出を行つた月までの期間に係る遺族給付年金の額の合計額	年 月分から 年 月分まで  円	
5	遺族給付年金の支払決定に関する通知を受けた年月日	年 月 日	
(代表者の氏名) _____を代表者として、遺族給付年金前払一時金の請求及び受領を委任します。			
請求者の同順位者	住 所	氏 名	協力援助者との続柄
		㊟	
		㊟	
		㊟	
6 送金希望の場合	銀行振込み	振込先金融機関名 銀行 支店	預金名義者名 法人機関又は役職の名称 (個人名義の場合は記入不要です。) ----- (フリガナ) 氏 名
		口座の記号番号	
	送金手	銀行 支店	
	その他		
※受理年月日		※決定年月日	※支払年月日
年 月 日		年 月 日	年 月 日
			※決定金額 円

- 注 1 請求者は、※印の欄には記入しないこと。該当する□に✓を記入すること。  
 2 氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 3 「1 請求者(代表者)が選択する遺族給付年金前払一時金の額」の欄については、請求者(代表者)が選択する□に✓印を記入すること。  
 4 「4 遺族給付年金前払一時金の申出を行つた月までの期間に係る障害給付年金の額の合計額」及び「5 遺族給付年金の支払決定に関する通知を受けた年月日」の欄には、遺族給付年金の最初の支払に先立つて申し出る場合は記入しないこと。  
 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

別記様式第二十五号中「添付する書類名」を「添付する書類その他の資料名」に改め、同様式の注中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に2として次のように加える。

2 申請者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。別記様式第二十六号の注中2を3とし、1の次に2として次のように加える。

2 申請者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。

別記様式第二十七号中「添付する書類名」を「添付する書類その他の資料名」に改め、同様式の注中5を6とし、4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に2として次のように加える。

2 申請者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。

別記様式第二十八号中「添付する書類名」を「添付する書類その他の資料名」に改め、同様式の注中3を4とし、2を3とし、同注の1中「2の」を「2の項中」に改め、同1を同注の2とし、同2の前を1として次のように加える。

1 申請者は、氏名を記載し及び押印することによって、署名することができる。

別記様式第二十九号の裏を次のように改める。



附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則(次項において「旧規則」という。)(第九条の規定により交付された協力援助者年金証書は、改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則(次項において「新規則」という。)(第九条の規定により交付された協力援助者年金証書とみなす。

3 旧規則に規定する様式による書面については、新規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合においては、別記様式第二十四号を除き、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭